

東みよし町建設業者指名停止措置要綱

(趣旨)

第1条 この告示は町が発注する建設工事及び建設工事に関する調査・測量・建設コンサルタント業務(以下「建設工事等」という。)の適正な履行を確保するため入札参加資格者の指名停止等の措置について、必要な事項を定めるものとする。

(指名停止)

第2条 町長は、東みよし町発注建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱(平成27年東みよし町告示第135号)第5条の規定により参加資格の認定を受けた者(以下「有資格業者」という。)が、別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について指名停止を行うものとする。

2 町長が指名停止を行ったときは、工事の請負契約のため指名を行うに際し、当該指名停止に係る有資格業者を指名してはならない。当該指名停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第3条 町長は、前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責めを負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

2 町長は、前条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員(明らかに当該指名停止について責めを負わないと認められるものを除く。)について、当該共同企業体の指名停止期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

3 町長は、前条第1項又は第2項の規定による指名停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

(指名停止の期間の特例)

第4条 有資格業者が1の事案により別表各号に掲げる措置要件のうちいずれか2以上の項目に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

2 有資格業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合の指名停止の期間における短期の期間は、当該各号に掲げる期間とする。

(1) 別表第1号から第5号まで、第9号又は第10号の措置要件に係る指名停止の期間の開始の日から満了後1年を経過する日までの間に、それぞれ同表第1号から第5号まで、第9号又は第10号の措置要件のいずれかに該当することとなった場

合、同表に定める短期の2倍の期間。

(2) 別表第6号から第8号までの措置要件に係る指名停止の期間の開始日から満了後3年を経過するまでの間に、それぞれ同表第6号から第8号までの措置要件のいずれかに該当することとなった場合(前号に掲げる場合を除く。)別途定める期間

3 町長は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。

4 町長は、有資格業者について極めて悪質な事由があるため、又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍(当該長期の2倍が36月を超える場合は36月)まで延長することができる。

5 町長は、指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号及び前各項に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。この場合において、別表第7号又は第8号に該当し、かつ、当初の指名停止期間が満了しているときは、当初の指名停止期間を変更したと想定した場合の期間から、当初の指名停止期間を控除した期間をもって、新たに指名停止を行うことができるものとする。

6 別表第6号から第8号に掲げる措置要件のいずれかにより指名停止を行う場合において、当該有資格業者が他の事案により指名停止中であるときは、その指名停止期間は、同表に定める第6号から第8号に係る期間に、既に措置されている指名停止の期間の残存期間を加算した期間とする。ただし、加算後の指名停止の期間は3年間(同一の事案の場合にあっては、その当初の措置から2年)を超えないものとする。

7 町長は、指名停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責めを負わないことが明らかとなったと認めるときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。

(不法・不当業者等の発生報告)

第5条 建設工事を所管する課等の長は、その建設工事の請負に関し、指名停止等の措置要件に該当する者があると認められるときは、速やかに町長に報告しなければならない。

(指名停止の通知)

第6条 指名停止の措置及び措置内容の変更を決定した町長は、直ちに様式第1号又は、様式第2号、第3号により、当該建設業者に通知するとともに、様式第4号、第5号により関係する課等の長に通知する。

(随意契約の相手方の制限)

第7条 指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2に規定する場合で、あらかじめ町長の承認を受けたときはこの限りではない。

(下請等の禁止)

第8条 町長は、指名停止の期間中の有資格業者が町が発注する工事の全部若しくは一部を下請し、又は受託することを承認してはならない。

(措置の決定及び効力)

第9条 町長は指名停止を行う場合及び措置内容の変更を行う場合には、東みよし町建設工事請負業者選定要綱(平成23年東みよし町告示第35号)第7条に規定する東みよし町指名審査委員会の審査に ならなければならない。

(測量、建設コンサルタント業務等の契約に係る有資格業者への準用)

第10条 第1条から前条までの規定は、測量、建設コンサルタント業務等の有資格業者の指名停止に準用する。

(物品の購入又は役務の提供の契約に係る有資格業者への準用)

第11条 第1条から第9条までの規定は東みよし町物品の購入等の有資格業者の指名停止に準用する。

第12条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年5月1日から施行する。

別紙（第2条、第4条関係）

措 置 要 件	期 間
<p>1 （虚偽記載）</p> <p>町の工事及び県内の他の地方公共団体の工事の契約に係る競争入札において、入札参加資格確認申請書、入札参加確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2月以上12月以内</p>
<p>2 （粗雑工事）</p> <p>次に掲げる工事の施工に当たり、工事を粗雑にしたと認められるとき。（注1）</p> <p>（1）故意による粗雑工事（注2）</p> <p>ア 町の工事及び県内の他の地方公共団体の工事 イ 県内における工事で町の工事及び県内の他の地方公共団体の工事以外のもの（以下「一般工事」という。）（注3）</p> <p>（2）過失による粗雑工事</p> <p>ア 町の工事及び県内の他の地方公共団体の工事 イ 一般工事</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>6月以上24月以内 2月以上6月以内</p> <p>3月以上12月以内 1月以上3月以内</p>
<p>3 （町の工事及び県内の他の地方公共団体の工事に係る契約違反等）</p> <p>前号に掲げる場合のほか、次の事項に該当するとき。</p> <p>（1）町工事及び県内の他の地方公共団体の工事の契約の締結又は履行に当たり、契約若しくは建設業法（昭和24年法律第100号）に違反し、又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>（2）町及び県内の他の地方公共団体が発注する建設工事において、暴力団等から不当介入を受けながら、町及び県内の他の地方公共団体への報告及び警察への届出を怠ったとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>6月以上12月以内</p> <p>当該認定をした日から 1月以上6月以内</p>
<p>4 （公衆損害事故）</p> <p>次に掲げる工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じ</p>	<p>当該認定をした日から</p>

<p>させ、又は損害を与えたと認められるとき。</p> <p>(1)町の工事及び県内の他の地方公共団体の工事</p> <p>(2)一般工事（重大事故であると認められるとき。）</p>	<p>2月以上4月以内</p> <p>1月以上6月以内</p>
<p>5 （工事関係者事故）</p> <p>次に掲げる工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p> <p>(1)町の工事及び県内の他の地方公共団体の工事</p> <p>(2)一般工事（重大事故であると認められるとき。）</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>2月以上4月以内</p> <p>1月以上3月以内</p>
<p>6 （贈賄）</p> <p>次に掲げる者が贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1)町職員に対する贈賄</p> <p>ア 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」という。）</p> <p>イ 有資格業者の役員又はその支店若しくは営業所（常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表するもので、アに掲げる者以外のもの（以下「一般役員等」という。）</p> <p>ウ 有資格業者の使用人で、イに掲げるもの以外のもの（以下「使用人」という。）</p> <p>(2)県内の公共機関の職員（(1)の職員を除く。）に対する贈賄</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等</p> <p>ウ 使用人</p> <p>(3)県外の公共機関の職員に対する贈賄</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等</p> <p>ウ 使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>12月</p> <p>12月</p> <p>12月</p> <p>8月以上12月以内</p> <p>8月以上12月以内</p> <p>8月以上12月以内</p> <p>4月以上12月以内</p> <p>4月以上10月以内</p> <p>2月以上6月以内</p>
<p>7 （独占禁止法違反行為）</p> <p>次に掲げる事項に関し、私的独占の禁止及び公正取引</p>	<p>当該認定をした日から</p>

<p>の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条又は第8条第1項第1号に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>(1)町の工事及び県内の他の地方公共団体の工事</p> <p>(2)県内における業務(町の工事及び県内の他の地方公共団体の工事に関する場合を除く。)</p> <p>(3)県外における業務</p>	<p>12月以上36月以内</p> <p>12月以上36月以内</p> <p>6月以上36月以内</p>
<p>8 (競争入札妨害又は談合)</p> <p>有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が、次の(1)の契約に関し、又は(2)若しくは(3)において、競争入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1)町の工事及び県内の他の地方公共団体の工事</p> <p>(2)県内における業務(町の工事及び県内の他の地方公共団体の工事に関する場合を除く。)</p> <p>(3)県外</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>12月以上36月以内</p> <p>12月以上36月以内</p> <p>3月以上36月以内</p>
<p>9 (建設業法違反)</p> <p>町工事以外の工事の施工に当たり、建設業法に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>2月以上6月以内</p>
<p>10 (不正又は不誠実な行為)</p> <p>前各号に掲げる場合のほか、次に掲げる場合に該当し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>(1)業務に関し不正又は不誠実な行為を行ったとき。</p> <p>(2)代表取締役等が法令等違反の容疑により逮捕、書類送検、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>2月以上12月以内</p>

(注1)工事現場だけでなく、資機材、残土などの運搬中、土捨場、資材置き場等における事故なども含める。

(注2)工事の目的物に瑕疵がある状態

(注3)町及び県内のほかの地方公共団体以外の工事、公共工事、民間工事を問わない。

様式第1号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

東みよし町長

印

指名停止について（通知）

東みよし町の発注する（建設工事・委託業務）について、次のとおり指名停止を
します。

1. 期 間

2. 理 由

様式第2号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

東みよし町長

印

指名停止期間の変更について（通知）

先に 年 月 日付け 第 号をもって指名停止を行った旨を通知したところであるが、この度、下記のとおり当該指名停止の期間を変更した ので通知する。

記

1. 従前の指名停止の期間
2. 変更後の指名停止の期間
3. 変更の理由

様式第3号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

東みよし町長 印

指名停止の解除について（通知）

先に 年 月 日付け 第 号をもって指名停止を行った旨を通知したところですが、下記のとおり解除しましたので通知します。

記

1. 指名停止業者の住所
2. 指名停止業者の称号又は名称
3. 代表者名
4. 解除年月日

様式第4号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

東みよし町長 印

不法・不当業者等の指名停止について(通知)

次の業者について、指名停止を決定しました。

許可番号及び 年 月 日	称号又は名称	代表者	指名停止 期間	理 由

様式第5号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

東みよし町長 印

不法・不当業者等の指名停止の変更について(通知)

(指名停止の解除について)

既に指名停止を決定している次の業者について、その措置期間を変更しました。
(措置を解除しました。)

許可番号及び 年 月 日	称号又は名称	代表者	変更内容	変更理由